

【電子版】



2024年 第24号 2024年 7月26日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



9月・12月に自家用車活用事業の拡大

国交省 「交通空白」解消本部の設置、第一回会議を開催

国土交通省は7月17日、「『交通空白』解消本部（本部長：斉藤国土交通大臣）」を立ち上げ、第1回会議を開催しました。

解消本部のもと、自治体・交通事業者とともに、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェアを地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けたとりくみを進めるとしています。メンバーは、本省の局長級、地方運輸局長などで構成されています。

初会合では、斉藤本部長が、昨年来のライドシェア国内解禁論議の本質は、「タクシー等を利用できない状態を解消することだ」と述べるとともに、全国の自治体や主要な交通結節点での移動の足不足解消に向けて日本版ライドシェア等のバージョンアップを進め、具体的な課題ごとに今年9月、12月を目途として自家用車活用事業の拡大のとりくみを進めていく考えを示しました。

私たち自交総連は、こうした規制緩和はライドシェア全面解禁の歯止めになるどころか後押しするものとなると考えています。8月に本部代表による要請交渉を実施し、国土交通省の安心・安全への姿勢を改めて問い質す予定です。



RS新法議論の進め方など 規制改革推進会議WG29日開催へ

政府の規制改革推進会議は29日、地域産業活性化ワーキンググループ（座長＝林いづみ・桜坂法律事務所弁護士）の会合を再開し、ライドシェア新法の今後の議論の進め方などについて審議する。

当日の議題には、①自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価につ

いて、②自家用車活用事業等のバージョンアップについて、③法制度を含む事業のあり方に係る今後の進め方について一があげられている。

会議は2時間の予定。

【交通界速報2024. 07. 26付による】

国土交通省「交通空白」解消本部の概要

参考：国土交通省資料「『地域の足』『観光の足』の現状と対策」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001755107.pdf>

～目的～

○ 地域の足対策

全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。

○ 観光の足対策

主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

～公共ライドシェアと日本版ライドシェア～

○ 公共ライドシェア

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送。

省令において「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」の2つを規定。

	「交通空白地有償運送」	「福祉有償運送」
種類 (23年度末時点)	698団体、4428車両	2428団体、14044車両
利用者	地域住民・観光客	介護を必要とする者
提供体制	運送主体：市町村・NPO法人等 使用車両：自家用車（白ナンバー） ドライバー：第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講	
運送の対価	法律により「実費の範囲内」の収受が認められている	
登録要件	① 安全体制を確保すること (運行管理・整備管理の責任者の選任等) ② 地域の関係者(※)において協議が調うこと ※ 地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等	

○ 日本版ライドシェア

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、タクシー事業者の管理の

下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービス（2024年3月創設）。タクシー配車アプリデータ等を活用し、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、不足分を供給。

～「交通空白」解消に向けた方策～

① 日本版/公共ライドシェアのとりくみが遅れている自治体への伴走支援

【とりくみ例】

- ・ タクシーの利便性向上（ドライバーの増加、営業区域の柔軟な運用など）
- ・ 乗合タクシーの更なる普及促進
- ・ 日本版ライドシェアや公共ライドシェアを導入
- ・ 自治体とタクシー事業者が公共ライドシェアを共同で運営

② 主要交通結節点の2次交通アクセス向上支援

【とりくみ例】

- ・ 交通結節点へのタクシー等の計画的な配車
- ・ 一次交通事業者の協力も含めたタクシー等の予約環境の整備（特急列車車内や航空機搭乗時におけるタクシー等の予約サービスの実施等）
- ・ タクシー等のサイネージ、案内の掲出
- ・ 乗合タクシーの更なる普及促進、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入

③ 日本版ライドシェア等のバージョンアップと全国普及

【第1弾】

- ・ 天候、大規模イベント等への対応
- ・ 台数制限の緩和
- ・ 貨客混載、協議運賃の導入
- ・ 5%ルール適用時間拡大
- ・ マッチング率の算定方法合理化

【第2弾】

- ・ 新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化
 - ・ タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進
- ※交通政策審議会自動車部会にて検討

～とりくみ事項とスケジュール～

本部に課長級の幹事会を設置し（毎月開催）、定期的に報告・議論

① 日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体（約600※）への伴走支援

→ 約600自治体においてタクシー等を利用可能に

※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体

② 主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援

→ 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に

2024年9月

特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す →公表

2024年12月

上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す →公表

③ 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

2024年9月

バージョンアップ第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等）

2024年12月

バージョンアップ第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃・料金の多様化等）